

## (用語説明)

公共施設等	公共施設、公用施設、地方公共団体所有の建築物その他の工作物をいう。公民館、図書館、学校、庁舎など建物施設の他、道路・橋梁等の土木構造物、下水道管渠等も含む包括的な概念である。
公共施設	本計画では、公共施設等からインフラ資産を除いた資産と定義する。
インフラ資産	インフラストラクチャー（infra-structure）の略。本計画では、公共施設等のうち、道路・橋梁などの都市関連施設、下水道（管渠）などの公営企業会計施設をいう。
修繕	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準まで回復させること。
改修	劣化した建築物等の性能・機能を、初期水準を超えて改善すること。
大規模改修	建築物の外壁、屋根防水、建物付属設備（電気、空調、昇降機等）の改修や給排水管の更新等を行う大規模な改修のこと。
更新	老朽化に伴い機能が低下した公共施設を取り替え、同程度の機能に再整備すること。具体的には、大規模改修や施設の建替え及びインフラ資産の取り替え等のこと。
長寿命化	公共施設等を適切に修繕・改修し、耐用年数（寿命）を伸ばすこと。
再配置	公共施設等のあり方について、抜本的な見直しを行い、適正な配置及び効率的な管理運営を実現すること。
旧耐震基準	昭和 56（1981）年の法改正前の建築基準法による耐震基準のことで、中規模程度の地震（震度 5 強程度）を想定して規定されている。
新耐震基準	昭和 56（1981）年の法改正後は「新耐震基準」と言われており、震度 6 強～震度 7 の揺れでも即座に倒壊しないことを想定して規定されている。
普通会計	個々の地方公共団体で各会計の範囲が異なっており、財政比較等が困難なため、決算状況調査（決算統計）上用いる会計区分。公営企業会計を除いた、一般会計と特別会計によって構成されている。 本市では、一般会計に CATV 事業特別会計を加えたもの。
一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
特別会計	目的の決まった事業や資金運用に使う特定の税金や保険料等を一般会計と区別して管理するための会計。
公営企業会計	地方公営企業法を適用する法適用事業と、適用されない法非適用事業に分類される。本市では、介護サービス事業、駐車場事業、下水

	道事業及び土地取得造成事業が法適用事業に該当する。
一般財源	市民税等の地方税や地方交付税など、財源の用途が特定されておらず、どのような経費にも使用（充てることが）できる歳入。
地方交付税	<p>地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税で、普通交付税と特別交付税に分かれる。</p> <p>国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合並びに地方法人税の全額が法定され、国一般会計からの加算等を含め総額が確保されている。</p>
普通交付税	地方公共団体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の不足額が交付される。
特別交付税	災害や予測できない事件など特別の行政需要に応じて交付される。
合併算定替	合併市町村の普通交付税においては、旧合併特例法により合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が交付される。これを「合併算定替」といい、合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粹に一つの自治体として算定・交付される。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的経費に使えるお金が多くあることを示している。人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等のうちの経常的支出に充てられた市税、普通交付税等の経常一般財源の割合。
標準財政規模	地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。
公債費	公共施設等の建設等のために借り入れした借金（地方債）の元本及び、利息の償還費、一時借入金の利息。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎など、各種公共施設等の建設・改良事業に必要とされる投資的な経費。
形式収支	<p>出納閉鎖期日における、当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもの。</p> <p>形式収支＝歳入決算額－歳出決算額</p>

指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。
包括的業務委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設管理を包括的に委託すること。
P P P	Public Private Partnershipの略。官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
P F I	Private Finance Initiativeの略。民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。
B O T	Build Operate Transferの略。民間事業者が施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。
B T O	Build Transfer Operateの略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う事業方式。
B O O	Build Operate Ownの略。民間事業者が施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転せずに解体・撤去する事業方式。
D B O	Design Build Operateの略。P F Iに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達し、建設、維持管理及び運営を民間に委託する事業方式。設計・施工、運営段階における金融機関によるモニタリング機能が働かない（働きづらい）点がP F Iと異なる。
コンセッション	コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うスキームを指す。当該事業者は、公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収するいわゆる「独立採算型」で事業を行う事になる。

サウンディング 型市場調査	土地・施設等の活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査。
フルコスト	事務・業務に要する人件費、物件費、固定資産等の減価償却費など全費用を合算した費用。
ライフサイクル コスト	49ページを参照
ゾーニング	土地、地域、空間、施設等をテーマ・用途別に区画すること。